

埼玉県訓令第八号

訓令

本 庁

地 域 機 関

技能職員の給与等に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年七月八日

埼玉県知事 大野 元裕

技能職員の給与等に関する規程等の一部を改正する訓令

(技能職員の給与等に関する規程の一部改正)

第一条 技能職員の給与等に関する規程(昭和四十四年埼玉県訓令第四号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項及び第四項中「その者」を「当該技能職員」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された技能職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、第二条第一項の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則第三条の規定によりその例によることとされる職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二号)第二条第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第四条の二を削る。

第八条の五を第八条の六とし、第八条の四を第八条の五とし、第八条の三の次に次の一条を加える。

(高齢者部分休業をする者の給与等)

第八条の四 技能職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与及び退職手当については、職員の高齢者部分休業に関する条例(令和四年埼玉県条例第三十号)第三条及び第四条の例による。

附則第三項を削り、附則に次の見出し及び二項を加える。

(給料に関する経過措置)

3 当分の間、技能職員の給料月額は、当該技能職員が六十歳(職員の定年等に関する条例等)の一部を改正する等の条例(令和四年埼玉県条例第三十一号)第

一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和五十九年埼玉県条例第四号）第三条第二号に掲げる職員に相当する技能職員にあつては六十三歳）に達した日後における最初の四月一日以後、当該技能職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該技能職員の属する職務の級並びに第四条第一項、第三項及び第四項の規定により当該技能職員の受ける号給に応じた額（この給料月額を計算する場合には、別表第一の備考の規定（以下この項において「給料表の備考」という。）を適用しないものとする。）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）に給料表の備考を適用させた額とする。

4 前項の規定は、次に掲げる技能職員には適用しない。

一 臨時的に任用される技能職員その他の法律により任期を定めて任用される技能職員及び非常勤の技能職員

二 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している技能職員（同条例第二条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた技能職員を除く。）

附則に次の一項を加える。

（退職手当に関する経過措置）

5 当分の間、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第三条第二号に掲げる職員に相当する技能職員に対する第六条の規定によりその例によることとされる職員の退職手当に関する条例附則第三十四項、第三十五項及び第三十八項の規定の適用については、同条例附則第三十四項及び第三十五項中「六十歳」とあるのは「六十三歳」とし、同条例附則第三十八項中「定年（附則第三十六項各号に掲げる職員以外の者にあつては六十歳とし、同項第一号及び第二号に掲げる職員にあつては六十五歳とし、同項第三号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。）」とあるのは「定年（附則第三十六項各号に掲げる職員以外の者にあつては六十歳とし、同項第一号及び第二号に掲げる職員にあつては六十五歳とし、同項第三号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とし、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第三条第二号に掲げる職員に相当する職員にあつては六十三歳とする。）」とする。

別表第一再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 193,600	円 204,700	円 223,200	円 244,000	円 274,700

(技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令の一部改正)

第二条 技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令(平成三十年埼玉県訓令第四号)の一部を次のように改正する。

附則第九項を附則第十二項とし、附則第八項を附則第十一項とし、附則第七項中「前三項」を「前六項」に、「第六項まで」を「第九項まで」に改め、同項を附則第十項とし、附則第六項の次に次の三項を加える。

7 附則第四項の規定による給料が支給される技能職員であつて、給与規程附則第三項の規定の適用を受ける技能職員にあつては、附則第四項の規定にかかわらず、給与規程附則第三項に定める給料月額のほか、施行日の前日における当該技能職員の受ける給料月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)に百分の百一・五七一を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)と給与規程附則第三項に定める給料月額との差額を給料として支給する。

8 附則第五項の規定による給料が支給される技能職員であつて、給与規程附則第三項の規定の適用を受ける技能職員にあつては、附則第五項の規定にかかわらず、知事の定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。

9 附則第六項の規定による給料が支給される技能職員であつて、給与規程附則第三項の規定の適用を受ける技能職員にあつては、附則第六項の規定にかかわ

らず、知事の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

## 附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の技能職員の給与等に関する規程(次項において「改正後の規程」という。)(附則第三項及び第四項の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。次項において「令和三年改正法」という。)(附則第三条第五項又は第六項の規定により勤務している技能職員には適用しない。)

3 暫定再任用職員(令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された技能職員をいう。以下同じ。)(のうち暫定再任用職員で地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(次項及び附則第五項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。)(を除いた技能職員の給料月額、当該技能職員が定年前再任用短時間勤務職員(改正後の規程第四条第五項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)(であるものとした場合に適用される技能職員の給与等に関する規程第二条第一項の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該技能職員の属する職務の級に応じた額とする。)

4 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている、暫定再任用職員のうち暫定再任用短時間勤務職員を除いた技能職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則(昭和四十四年埼玉県規則第六号)第三条の規定によりその例によることとされる職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二号)第二条第二項の規定により定められた当該技能職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

5 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される技能職員の給与等に関する規程第二条第一項の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる

基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則（昭和四十四年埼玉県規則第六号）第三条の規定によりその例によることとされる職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）第二条第三項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

6 前三項に定めるもののほか、暫定再任用職員の給与については、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合における職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）の適用を受ける職員の例による。

（補則）

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。